INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Ｖｏｌ．９９　２０１３年０４月３０日

OAPI（アフリカ知的財産機関）：2013 年 5 月 25 日よりコモロ諸島の加盟

OAPI は、コモロ諸島が 2013 年 3 月 25 日にバンギ協定を批准したことを発表した。コモロ連合は 2013 年 5 月 25 日付けで OAPI の正式な加盟国になります。これで OAPI の加盟国は全部で 17 ヶ国になります。

これまでコモロ諸島には知的財産法がなく、新聞警告によってこれらの権利保護を求めてきました。2013 年 5 月 25 日より、同日以後に OAPI に出願される全ての商標、特許、意匠、実用新案及び植物品種はコモロ諸島に及びます。PCT 出願の国際段階での OAPI 指定は 2013 年 5 月 25 日よりコモロ諸島を含むことになります。同日以後に出願され、最先の優先日から 30 ヶ月で OAPI の国内段階に入る PCT 出願はコモロ諸島に及びます。しかしながら、コモロ諸島は、知的財産法はないが 2005 年 4 月 3 日に PCT に加盟しています。OAPI の加盟国になればその国内ルートは閉鎖されるものと思われます。従って、これまでに出願された PCT 出願で指定国にコモロ諸島が含まれる出願をどのように扱うかについては OAPI に確認中です。特に、かかる PCT 出願に基づく OAPI 国内移行出願にコモロ諸島が含まれるかを確認中です。

2013 年 5 月 25 日前に出願され、その他の有効な OAPI 登録に関しては、2013 年 5 月 25 日以後の次回の更新時にコモロ諸島に自動的に拡張され、その権利は更新日から効力を有します。更新期限よりも前に OAPI の権利をコモロ諸島に拡張することも可能です。詳細はご照会ください。

（情報提供：LYSAGHT & CO.）